

# 磐田市立田原小学校いじめ防止基本方針

R6.11

## ☆はじめに☆

この磐田市立田原小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 「いじめ防止」に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、①当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

『いじめ防止対策推進法 第2条』

### (2) 本校の基本方針

すべての子どもは、かけがえのない存在であることを基本理念に、集団の中で共感的なふれ合いを通してよりよい人間関係をつくり、健全な自尊感情と人権感覚、規範意識を醸成し、健やかでたくましい心を育み、いじめのない学校づくりを推進する。

ア 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こり得る問題である」という認識をもつ。

イ 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。

ウ 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ。

エ いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。

オ 日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

## 2 いじめの未然防止

### (1) いじめ防止の基本的な考え方

全ての児童が*いじめの加害者にも被害者にもなりうる*可能性があるものとして事前の働き掛け、すなわち未然防止の取組を行うことが最も重要である。集団の中で喜びや悔しさなどを分かり合う機会を充実させ、互いに理解を深め、信頼の絆を築き、友達を大切にする気持ちを培っていく。

子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

### (2) 具体的な取組

#### ア 居場所づくり・絆づくり

○子どもたち同士でより良い学級学年をつくり上げようとする自主的・自治的な風土を醸成する。

○「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気をつくり出す。

○年間を通じたピアサポートトレーニングを通して、コミュニケーション能力の育成をめざす。

#### イ 道徳教育の実践

○お互いの思いや考えを発表し合い、認め合う話し合い活動を展開する。

○資料や学習展開を工夫し、「思いやり」「規則の尊重」などの内容項目を大切に扱う。

#### ウ 分かる授業の実践

○すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

○学習意欲の向上、基礎学力の定着を図る。

○授業中の学習習慣の定着を図る。

○校内研修と連携し、集団の中で個が生きる授業の実践を積み重ねるとともに、授業を通して子どもと向き合うという姿勢をもつ。

○授業中の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に対し、毅然とした態度で指導する。

○チーム担任制の充実を図り、「広くて深い」子ども理解に努める。

#### エ 計画的な体験活動

○学年団集会や異学年交流の場を意図的に設定し、友人関係、集団づくり、社会性の育成をめざした体験活動の充実を図る。

○児童会活動を活発化し、いじめを自分たちの問題としてとらえ、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるような活動を計画する。

○子ども同士で助け合ったり、支え合ったりする経験を通して、自己効力感や自己有用感を育成する。

### 3 いじめ早期発見

#### (1) 早期発見の基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

#### (2) 具体的な取組

##### ア 3ステップで子どもの思いを受け止める

何かトラブルが起こった際も、生徒指導の根幹は、悪いことをした子どもに罰を与えたり、誰が良くて誰が悪いかを選別したりするのではなく、子どもの思いを①今、どういう気持ちでいるのか②この先、どうなりたいのか③そのためにどうしたいのか、といった3ステップで聴き、思いを受け止めたうえで適切な行動様式を指導することであると全職員で共通理解したうえで、組織体制で子どもの指導にあたるようにする。

##### イ 定期的なアンケート（楽しい学校アンケート）の実施

※全アンケート用紙：中学卒業時まで保存

##### ○楽しい学校アンケート

年2回（6月、11月）実施し、いじめ等の訴えがある児童に対して迅速かつ丁寧に対応する。

##### ○アセスアンケート

年4回（4月、6月、11月、1月）実施し、学校適応感、生活満足度を測定、実施後、学級担任をローテーションし、子どもの様相をお互いに評価し指導を入れる。

##### ウ 保護者対象の教育相談や家庭訪問の実施

- 毎月末に希望者や必要な保護者との教育相談
- 4～5月に個人面談を実施
- 夏季休業中に全員対象の個人面談を実施
- 10月に希望する保護者に対して、複数教員との面談を実施
- エ 個人ノート、生活記録、本読みカードの活用
  - 毎日の生活記録やなどにより、子どもたちの日常の出来事や思いを把握
  - 学びの足あとカード(本読みカード)を活用し、子どもの良さやがんばりを積極的に保護者に知らせる。加えて保護者からの一言により情報をつかむ。
- オ WEB相談窓口の開設
  - 一人一台端末を利用してWeb相談窓口を設け、児童が学級担任に直接相談できないときに利用できるようにする。
  - 児童の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を図りつつ、支援や指導の方法を検討し、解決を図る。

#### 4 いじめに対する措置

##### (1) いじめに対する措置の基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童の指導、被害児童の心のケアを行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

##### (2) 具体的な取組

別紙「子ども同士のトラブルが起こったら」の通り、組織体制で取り組む節目の時には、管理職等を含めたケース会議を実施し、対応方針を決定する。トラブルが小さいうちにチーム職員が気付いて早期対応を図ることを大原則とする。

※なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

##### 《重大事態対応》

- 市教委に重大事態の発生を報告する。
  - ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)
  - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

##### 1 重大事態の調査組織の設置

- 運営委員会(チームリーダー、指導部長、管理職、教務主任)を中心に、SCやSSWなど専門家を加え組織する。

##### 2 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的事実を網羅的に明確にする。

##### 3 いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

○適時・適切な方法で、経過報告をする。

○個人情報には十分配慮する。

#### 4 調査結果を市教委に報告

○場合によっては、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を添える。

#### 5 調査結果を踏まえた必要な措置

### イ いじめられた児童又はその保護者への支援

○いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

○家庭訪問等をし、できるだけ早く保護者に事実関係を伝える。

○プライバシーに留意し、秘密を守ること、さらに必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童の安全を確保し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

○校内組織での対応を基本とするが、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

### ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

○いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

○いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるようにする。保護者に対する継続的な助言も行う。

○いじめた児童への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の人格の発達に配慮する。特別の指導計画による指導、出席停止や警察との連携も考慮し、毅然とした対応をする。

### エ いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

○全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### オ ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、**保護者に対して直ちに削除するよう要請する。**

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○市教委等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

○情報モラル教育を進める。合わせて、保護者にもこれらのことについての理解を求めていく。

## 5 いじめに対する校内組織

### (1) 基本的な考え方

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立することが重要である。

情報の収集や記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織として情報を共有し、対応する。また、いじめ事案発生時には、別紙「子ども同士のトラブルが起こったら」の通り、緊急会議を開いて対応を協議するなど、組織的にいじめの問題に取り組む。

### (2) 組織体制の在り方

#### ア 職員会議後に生徒指導委員会を開催

全学級担任から、いじめを含めた問題行動、不登校など気になる子どもに関する情報を報告し、全職員で対処方針等共通理解を図る。

#### イ チーム情報共有会

1～3年を低学年、4～6年を高学年のチーム編成とし、週1回、チーム情報共有会を実施する。この中で、子ども同士のトラブルをできる限り小さいうちに発見し、どのように対処するのかを話し合う。

## 6 その他

### (1) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### (2) 取組評価アンケート（学校評価の活用）

児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

### (3) 地域や家庭との連携について

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (4) 校務ソフトに記録を残し、情報を共有し指導する。

ほかの生徒指導上の問題行動同様、校務ソフトの日々の記録にいじめについても記録を残し、全体で情報を共有できるようにし、学校として指導にあたる。

※ 赤文字の部分は、令和6年11月1日、学校の実態に合わせて改正